

改正後のシンガポール特許制度の留意点

2013年08月26日

特許業務法人

HARAKENZO
WORLD PATENT & TRADEMARK

(旧称：特許業務法人原謙三国際特許事務所)

1. はじめに

シンガポールは、目覚ましい経済成長を遂げており、世界中から優秀な人材を集めて研究開発に従事させており、多くの国が、研究開発の拠点としてシンガポールを選択しています。また、貿易や商業もその規模が大きく、多くの企業は、シンガポールを特許出願の対象国として重要視している現状にあります。

ところで、シンガポール特許法は、2004年7月1日に施行された改正法が現行法として適用されています。上記の現行法の主な内容は、以下のとおりです。

- (1) 対応国出願の情報の提出義務の廃止
- (2) 特許要件として発明の単一性を規定の導入
- (3) 国際予備審査報告の取り扱いの変更
- (4) 特許権の存続期間の延長制度の導入
- (5) 上記(1)に関連し、審査手続きにおいて"FAST TRACK"システムと"SLOW TRACK"システムの導入

このような状況下で、昨年、改正法が国会を通過し、2013年中に、シンガポール特許法の改正法が発効される予定です。以下に改正法（Patents (Amendments) Act 2012）について説明します。

【全13頁】

本件記事に関し、後続するさらなる詳細情報の知得をご希望されるお客様は、下記の担当者までご連絡くださいますよう、お願い申し上げます。
ご不明点・ご質問等がございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。

【連絡先】特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

外国専門部長：新井 孝政（大阪本部在籍）

外国専門部長代理：岡部 泰隆（大阪本部在籍）

TEL：06-6351-4384（代表）

E-Mail：iplaw-osk@harakenzo.com

【無断複製・転載禁止】

当サイトの掲載物は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。

特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.